

第二部
基調講演

**「知ることから始まる？
ヤングケアラーへの支援」**

西南学院大学
人間科学部社会福祉学科教授
安部 計彦

山口県ヤングケアラーへの理解を深めるシンポジウム
第二部【基調講演】

知ることから始まる ヤングケアラーへの支援

2022（令和4）年11月19日

西南学院大学 安部計彦

2022/11/19

はい、皆さん、こんにちは。
今ご紹介いただきました安部といいます。北九州に住んでいたのですが、下関なんかはしょっちゅう行っていましたし、今でも角島にも夕日を見に行ったりとかしています。
では、早速入りたいと思います。

はじめに

むかしから

- 保育園の送迎を「きょうだい」がしている
- 高齢者や障がいのある方の家に行くと、「子どもが介護」を担っている
- 役所の手続きに「子どもが付きそって」書類を記入している
- おとなの通院に学齢期の子どもが付きそう

⇒ 気づいていたけど問題にしていなかった

⇒ **名前ができたことで問題が可視化**

2022/11/19

まず「はじめに」ということなんですけど、昔からですね、例えば、保育園の送迎を兄弟がしているとか、高齢者や障がい者のいる家庭にヘルパーさんとかがいたりとか、子どもが介護をしていたりとか、役所の手続きに子どもが付き添って書類を記入していたりとか、大人の付き添いに学齢期の子どもが付き添うとか、そういう子どもがいたんですね。

それで、「偉いね」とか、「助かるね」とか言われていたかもしれませんが、そこにヤングケアラーという言葉がつくことによって、問題が可視化されたといいますか、目に見えるようになりました。ですからヤングケアラーが知られるようになったのは最近なんですけれども、実は昔からあったんだということは確認しておきたいと思います。

1 ヤングケアラーとは

- 「ヤングケアラー」とは、
- ・ 本来大人がやると想定されるような家事や家族の世話などを
 - ・ 日常的に行っている
 - ・ 18歳未満の子ども

(注) 18歳以上は「若者ケアラー」と呼ばれる

2022/11/19

ヤングケアラーについては、既に局長さんの挨拶だとか、それから行政説明の中にありましたが、確認しますけれども、下線を引いている部分、「本来大人がやるような」ということと、もう一つは「日常的に」ということ、この2つなんですね。

ところが、支援をするときには誰がヤングケアラーかというのは大事であるにもかかわらず、「どこまでがヤングケアラーなのか」、「どこまでが本来大人がやるようなことなのか」、「日常的ってというのはどの程度なのか」という範囲については、明確ではありません。

例えば（出典：一般社団法人日本ケアラー連盟
「こんな人がヤングケアラーです」）



障がいや病気のある家族に代わり、
買い物・料理・掃除・洗濯などの家事

2022/11/19



家族に代わり、
幼いきょうだいの世話をしている

2022/11/19



2022/11/19

目を離せない家族の
見守りや声かけなど
の**気づかい**をしている



2022/11/19

障がいや病気のある
家族の身の回りの
世話をしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために**通訳**をしている

2022/11/19

ほかに

- 障がいや病気のあるきょうだいの世話や**見守り**をしている
- 家計を支えるために**労働（アルバイト等）**をして、障がいや病気のある家族を助けている
- アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に**対応**している
- がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の**看病**をしている
- 障がいや病気のある家族の入浴やトイレの**介助**をしている

2022/11/19

関係する分野

<子ども・家庭の状態把握と支援>

- 学校、地域（教員、民生委員児童委員等）

<家族ケア機関>

- 介護保険関係（ケアマネジャー、ヘルパー等）
- 障がい者関係（相談支援事業所等）
- 医療機関（受付、外来看護師、MSW等）
- 行政の窓口

<仲間づくり>

- 当事者団体等

2022/11/19

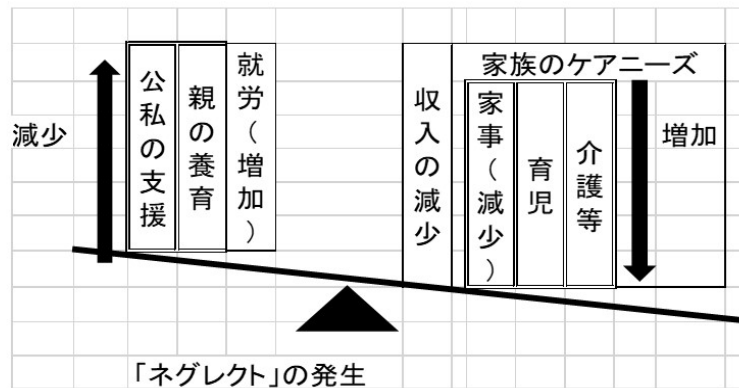
先ほど行政説明の中にあっただけですが、ちょっと気になったのはですね、8ページ目の「実態調査におけるヤングケアラーの定義」というところで、10個のスライドがありますが、「この10個だけがヤングケアラーではないんです」と、ケアラー連盟の方から言われました。

例えとして分かりやすく10個をあげているだけなので、この10個の絵に入らないから、「この子、ヤングケアラーじゃないよ」ということではなく、先ほど言いましたように、「本来大人がやるようなことを日常的にやってるかどうか」で判断していただきたいと思います。

そういう意味で、ヤングケアラーの発見で関連する分野としては、子どもの身近にいる学校だとか、地域の方々になるんだと思うんですけども、家族のケアで関連する分野というのは、高齢者や障がい者の関係機関、そしてよく例にありました医療機関だったり、行政であったりするわけです。

後半のパネルディスカッションでもいろんな方に発言していただきますけれども、「子どもの問題だから子どもだけ」ということではなく、家族に関わる多くの方々を知っていただきたいと思います。

(2) バランスの崩壊



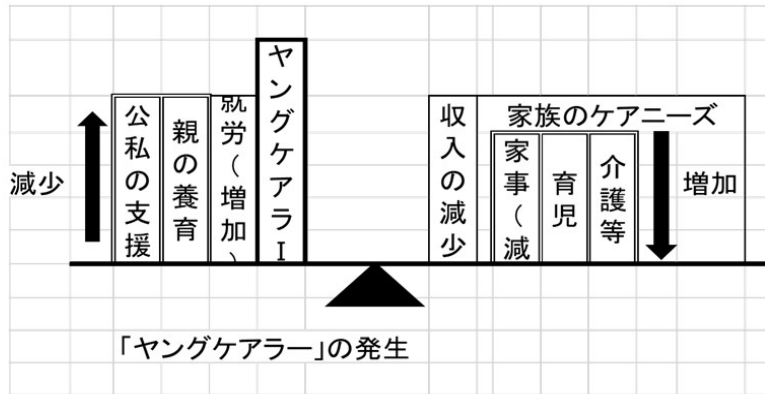
家族が病気や障害になってケアニーズが増えたり、保護者の離婚や失業、入院等で養育が不十分になる

2022/11/19

⇒ どの家庭でも発生する課題

それがですね、家族のケアニーズが増大するんですね。例えば、育児であれば、双子が生まれるとか、年子が生まれるとかですね。また、誰かが病気をするとか、誰かに介護が必要になるとか、交通事故で体が不自由になってしまったなど、いろんな形で家族のケアニーズが増大することがあります。そうすると、今まで行っていた親の養育、公私の支援だけではバランスが取れません。その結果、「ネグレクトの発生」と書いてありますが、どうしても育児や家事が十分できなくなってしまう状況が発生します。

(3) ヤングケアラーの発生



ヤングケアラー（子ども）が家族のケアニーズを**支える側**に回り、**抜けれない**家族システムになる

2022/11/19

この状況を改善するために、今まで世話を受ける側だった子どもが世話をする側に代わります。それによって何とかバランスを取ろうとするんですけども、そうすると、そのヤングケアラー（ケアに参加した子ども）は抜けれなくなってしまいます。そういう家族のシステムに取り込まれてしまって、子どもによる世話があることで生活していけるという状況になり、子どもがやめられなくなってしまふ、それから離れられなくなってしまいます。

そして、「家から通えるところの学校にしか進学できない」、「働けない」ということになって、将来に対して制約が出てくるわけですけども、それは、このように家族のシステムの中に取り込まれるためだと思います。

家族の介護が求められる日本の現状

- 介護保険や入院には、本人のニーズに十分応えられない限界
⇒ 家族の誰かに介護や看護が必要になった時、家族の介護や看護が前提
- 家族内で「できる人」や「しなければならない」と思う人に負担が集中
- 介護離職や老々介護と同じ課題
- ヤングケアラーが課題となるのは、子どもに介護負担を回避する選択肢がなく「当然」や「家族だから仕方がない」と自己を犠牲にしてしまう実態がある

⇒ どの家庭でも発生する可能性のある普遍的課題

2022/11/19

ただ、日本では、家族が介護することが当たり前なんです。例えば、投薬管理とかです。それから、介護保険にしても全部のニーズに対応できるわけではありませんし、保育所延長を使っても7時までとか、9時までだったりします。いろいろな制約があって、家族にも介護などを求める仕組みになっています。それが多分、ヤングケアラーを生む大きな要因なんだろうなと思います。